

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

埼玉消費者被害をなくす会第3回総会を開催

6月23日(金)10:30～12:00 埼玉会館7B会議室において 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会第3回総会が62人の出席で開催されました。

来賓挨拶

山崎悦子常務理事の司会で始まり、議長に永田康子常務理事、議事録署名人に池本誠司さん・長田淳さん(個人正会員)を選出、書記に中野雅子さん・小川ゆりさん(なくす会活動委員)を任命してすすめられました。

会を代表して、石川祐司理事長から「この1年間の一番大きなことは消費者団体訴訟制度ができたことで、訴訟制度が実際に有効に活用できるようになくす会としても努力・検討していきたい」との挨拶がありました。

埼玉県総務部県民・消費生活課長の荒岡一成様から「日頃から、模範的な消費者運動を推進している皆様の熱意に感謝しています。県としても支援センター、関係団体と情報交換を行いながら問題解決に協力していきたい」、また、消費者機構日本事務局長の磯辺浩一様から「消費者機構日本でも適格消費者団体をめざして活動をすすめています。これからもいっそう連携を強めていきましょう」とご挨拶いただきました。



▲石川理事長の挨拶

議案審議

議長から、本総会は定数を満たし、成立しているとの報告が行われた後、伊藤恭一専務理事から、第1号議案、第2号議案を一括して提案を行いました。江頭節子監事からの監査報告の後、議案ごとに正会員による採決が行われ、賛成多数で承認されました。続いて今年度の活動委員25人を報告し紹介しました。次に第3号議案役員改選の提案を行い、賛成多数で承認されました。

この間消費者金融の高金利引下げが緊急の課題となっていることをうけ、決議案を活動委員の浜田由美さんが読み上げ総会決議として採決し閉会しました。

記念講演 『金利引き下げ問題について』講師：長田 淳氏（理事・弁護士）

《講演概要》今、消費者を取り巻く問題にいろいろなものがあり、今国会でも『金融商品取引法』などの法律が成立しました。

金利規制は複雑で『利息制限法』があるにもかかわらず多くの業者がそれを超える金利で貸しているのは、『出資法』を越えない限り刑事罰を課せられないからです。1月に最高裁で厳格な判断がされましたが、そのためにも法律を改正していく必要があります。『貸金業規制法』が出来た際、3年後の上限金利を見直しすることが決まっていたので、今このように金利を引き下げる運動が行なわれています。

「生活をよくしたい」と願う市民運動には大きな可能性があり、このような声を大きくしていくためにも、多くの人に金利引き下げを求める署名をひろげていただくことが大切です。



▲長田弁護士による記念講演

契約・解約問題のチェック活動をすすめる学習会を開催

5月25日(木) 埼玉会館において、埼玉消費者被害をなくす会副理事長でもある池本誠司弁護士を講師に36人の参加で開催しました。

講演「不当な契約条項をチェック」概要

「消費者団体訴訟制度」を導入する「消費者契約法改正法案」が一部修正を加えられて4月28日衆議院を通過し、私達が要求していたものがまもなく実現することになります。

(5月31日に成立)

しかし、この法律が成立することで、『何でもすぐ裁判を・・・』、ということだけでなくこれまでなくす会でやってきたような、表示、欠陥商品などで疑問に思ったことを事業者に改善の申し入れを行っていけばよいのです。またこの法律は、適格消費者団体からの申し入れを事業者としても無視できなくなり、対等な話し合いを促すための道具でもあります。

消費者団体訴訟制度では、広告、契約といった実物がある契約条項、不当表示などが扱いやすく、身の回りの消費者被害に目を向ける時、みんなで契約書、広告を持ち寄り相談するといったチェック活動が大切です。



▲池本弁護士の講演

契約書のチェック

1. 学習塾のケース

費用の返還について解約手数料を法律で上限を決めているが無視しているところ、脱法しているところが少なく、チェックが必要。

チケット制の英会話塾では、裁判になっているケースもある。送金手数料を差し引くというのはやむをえない。

2. ミシンの購入にあたっての積立金のケース

このように事前に積み立てを行うなど、前払いのものは消費者が危険なケースがあるので、割賦販売法で定められている特定取引業者の指定を受けているかどうかチェックの基準のひとつ。

3. 住宅賃貸契約のケース

チェックの部分は原状回復についての条項と、契約の解除についての条項。どちらともとれるあいまいな表現もあり、賃貸契約書からは不当条項が見つかることが多い。



▲学習会の様子

チェック活動を進めるにあたって、分野を決めて同種の契約書をいくつか持ち寄り、つき合わせて比較してみるのが大切です。バラツキがある場合は『どういう基準なのか』などの疑問点が見つかるし、一律な場合は『なぜ?』といった疑問点がでるので、そのようなことが事業者への質問事項となります。

また、契約書をチェックする際は消費者センターからどのようなトラブルや苦情があるかといった情報を得ることで身近な契約書のみで、不当条項の発見につながる場合もあります。

広告、商品の表示問題のチェック活動を進める学習会

埼玉県総務部県民・消費生活課 消費生活担当の畦地英樹^{あぜち}氏を講師に、5月25日の学習会に続く第2弾として6月12日（月）に24人の参加で学習会を開催しました。

講演「表示と契約、見る目を養いましょう」概要

最近の消費者を取り巻く状況について、ここ2～3年で多かったものとして、架空、不当請求や住宅リフォーム問題があります。消費生活に関する法令は、消費生活における憲法のような「消費者基本法」など種々の法律が規定されています。

その中の「景品表示法」は、過大な景品の提供や商品・サービスの内容・取引条件に関するウソの広告を規制し、事業者間の公正な競争を確保することにより、消費者の利益を守る役割りを果たしている法律です。『オープン懸賞』は4月から上限がなくなっています。

不当表示は『優良誤認』『有利誤認』『公正取引委員会が指定する不要表示』の3つに分けることができ、不当かどうかは一般消費者に誤認を与えているかどうかを表示物の全体を見て判断する必要があります。

「公正競争規約」は業界が不当な表示による顧客の獲得競争を規制するために定めたもので、業界のなかで協議会が設置され規制が行われるため、消費者にとっては安心できますが、健康食品についての協議会は現在ありません。

最近の違反事例として埼玉県が取り扱った温泉の施設内の表示や、ガソリンスタンドの二重価格表示、食品の不当表示の例などが紹介されました。

この後スーパーや電気店の広告例を用いて、どの部分に注意が必要なのかを学習しました。



▲講師の畦地^{あぜち}氏

くらしフェスティバルに今年も参加

今年も「彩の国くらしフェスティバル」が5月27日（土）、28日（日）の両日、埼玉県と川口市の共催でSKIPシティA1街区総合棟多目的ホールを会場に開催され埼玉消費者被害をなくす会も3年連続で出展しました。



▲なくす会の展示ブース

なくす会は、2年間の「消費生活トラブル・被害アンケート」結果、学習会で使用した悪質住宅のリフォーム写真、ニュースレター第5号と第6号を展示し、なくす会のリーフレット、出前講座メニューを配布しました。

昨年反響のあった「不当・架空請求ハガキ」を今年も展示しました。実物をみたことがない方も多く、声をかけると立ち止まって見入る人たちもいました。

また「こんなこと知ってる??クイズ」のコーナーでは、契約や金利などの問題を出題し好評でした。

改正消費者契約法が成立、団体訴訟制度が誕生

消費者団体に差し止め訴訟ができる資格を与える改正消費者契約法が5月31日参議院本会議で可決され成立しました。約1年後の2007年6月に施行される予定です。

これにより、一人一人の消費者に替わって認定を受けた適格消費者団体が裁判を起こす事ができ、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな期待が寄せられています。

埼玉消費者被害をなくす会でも適格消費者団体を目指し、今後活動をすすめていきます。

今年度は不当な契約条項や広告の表示についてチェック活動をおこない、事業者に改善申し入れなどの活動を予定しています。

出資法の上限金利の引下げ等を求める署名にご協力ください

潜在的な多重債務者は200万人と言われ、自殺や犯罪等の原因の一つとなっています。現在の2つの金利基準を改めて貸金業者による高金利での貸付営業を止めさせ、グレーゾーン金利を廃止し、利息制限法の制限金利まで引き下げることが必要です。

現在、自民党の小委員会で話し合わせ、上限金利引下げの方向性が示されていますが、『小額短期の貸し付け』や『緊急性の高い中小事業者向け融資』など特例措置の検討もされていて、課題が多いのが実情です。

例外のない引き下げとなるように、日本弁護士連合会の金利引下げを求める署名に他団体とともに埼玉消費者被害をなくす会でも協力しています。

【理事会報告】

《2005年度第3回3月23日(木)》

報告：2005年度の活動のまとめ1月、2月、3月活動委員会報告、連続集中講座報告

審議：第3回なくす会総会の日程と会場を確認し、2005年度の活動のまとめと2006年度の活動計画について意見を交換しました。

《2005年度第4回6月23日(金)》

報告：この間の取り組みについて(文書報告)

審議：第3回なくす会総会について確認し、高金利引き下げの取り組みとチェック活動について意見を交換しました。

※商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内)

TEL048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター

川越

TEL049(247)0888

〃消費生活支援センター

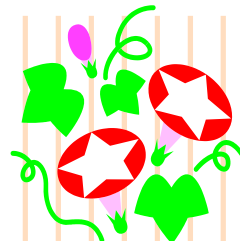
春日部

TEL048(734)0999

〃消費生活支援センター

熊谷

TEL048(524)0999



※お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。